

入札公告

平成24年7月3日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託調査件名 平成24年度牛乳・乳製品の消費動向に関する調査
- (2) 委託調査内容 平成24年度牛乳・乳製品の消費動向に関する調査仕様書による
- (3) 履行期限 平成25年3月31日
- (4) 調査結果報告先 独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部

2 競争に参加するものに必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日15農畜機第152号）第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該一般競争に係る入札の日までに平成22～24年度独立行政法人農畜産業振興機構有資格者名簿「調査・研究」に登録済である者
- (3) 食品に関する全国的な調査の実績を有する者
- (4) 入札説明書の交付を受けた者（入札説明会において若しくは入札説明会開催日から平成24年7月25日（水）まで9の問合わせ先で交付します。）

3 入札の日時及び場所

日時：平成24年8月3日（金）開場 14時00分

入札 14時10分

場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

4 入札保証金及び契約保証金 免除

5 落札者の決定方法

契約事務責任者が当該契約の履行が可能であると判断した者であって、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者は、一般競争入札の結果、契約候補者として最適とされただけであり、契約手続きの完了までは、如何なる契約関係を生じるものではないものとする。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとし、契約は、契約候補者との協議が整い次第、締結するものとする。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがあるものとする。

7 その他必要な事項

(1) 入札説明会の日時及び場所等

①日時：平成24年7月11日（水）10時30分

②場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル

※1 仕様や入札関係書類の確認、質疑応答等を行う。

※2 入札説明会の参加希望者は、9の問合わせ先あて、別紙様式に件名、貴社名、住所、担当者氏名及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を明記のうえ、締切期限までに郵送、持参又はFAXにて参加申込を行うこと。併せて説明会までに会社等要覧及び2の（3）を確認できる書類を提出すること。なお、出席者は各社2名以内とする。

（件名：平成24年度牛乳・乳製品の消費動向に関する調査に係る入札説明会参加申込）

（締切日時：平成24年7月10日（火））

(2) 入札説明会に参加しない者であって入札説明書の交付を希望する者は、件名、貴社名、住所、担当者氏名及び連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）を明記のうえ、締切期限までに郵送、持参又はFAXにて申込を行うこと。なお、入札説明書の交付の申請に当たっては、併せて会社要覧及び2の（3）を確認できる書類を提出すること。

（件名：平成24年度牛乳・乳製品の消費動向に関する調査の委託契約に係る入札説明書交付申請）

（締切日時：平成24年7月24日（火））

8 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

9 問い合わせ先

東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル南館1階）

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部（担当：井田、菅原）

電話番号：03-3583-8713又は8539 F A X：03-3584-1246

電子メールアドレス：idas（ ）alic.go.jp 又は yuriko_sugawara（ ）alic.go.jp

（スパムメール対策のため（ ）内の@を省略してある。）

（参考）「競争参加者資格審査等事務取扱要領」抜粋

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者にししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

平成 24 年度牛乳・乳製品の消費動向に関する調査の委託契約に係る
入札説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者
総括理事 清家英貴 殿

住 所
法人名

平成 24 年度牛乳・乳製品の消費動向に関する調査の委託契約に係る入札説明
会への出席を希望します。なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のと
おりです。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX 番号
E-mail アドレス

※ 出席者複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて記入して下
さい。

平成24年度牛乳・乳製品の消費動向に関する調査仕様書

1. 調査の目的

近年の飲用牛乳などの消費が減少していることを踏まえ、酪農・乳業の安定的発展を図る観点から、飲用牛乳を中心とした消費拡大を推進することが必要である。

このため、全国（沖縄県を除く。）の中学生から後期高齢者までの消費者を対象としてアンケート調査を実施し、牛乳・乳製品の消費・購入・嗜好などに関する基本的な調査項目について、地域・年代などに偏りが生じないよう調査設計した上で、消費構造の変化や消費動向を把握し、牛乳・乳製品の消費拡大に向けた取組みなどに役立つ情報を得ることとする。

調査結果については、基本的な調査項目に関してクロス集計、時系列集計などを用いて考察する。また、直近10年間（平成15年度～）のデータ（過去データは、機構から提供）と併せ、これからの我が国の人口動向、諸外国の消費動向などを考慮した上で、今後10年程度の牛乳・乳製品の長期的な消費動向などについて簡易に見通すとともに、誰がいつどのような食べ方で牛乳・乳製品を消費し、牛乳を飲まない人を含め、どのようにすれば牛乳・乳製品の消費拡大につながるかなどについて明らかにすることとする。

2. 調査の内容

調査項目は、以下のとおり。

(1) 白もの牛乳類の飲用実態

①飲用頻度

ア 白もの牛乳類の飲用頻度（1.性、年代、地域、理由、飲まない場合の代替飲料 2.時系列）

イ そのまま飲む頻度（1.性、年代、地域、理由、飲まない場合の代替飲料 2.時系列）

ウ 他のものと混ぜて飲む頻度（1.性、年代、地域、混入物、理由、飲まない場合の代替飲料 2.時系列）

エ 季節による変動（1.性、年代、地域、混入物、理由、飲まない場合の代替飲料、夏場の気温による影響（2.時系列））

②飲用量（1.性、年代、地域、量別、季節、理由 2.時系列）

③飲用機会（1.性、年代、地域 2.時系列）

④飲用理由（1.性、年代、地域 2.時系列）

(2) この1年間の白もの牛乳類の飲用量の変化

①飲み方別飲用量の増減

ア そのまま飲む量の増減（1.性、年代、地域、理由、飲まない場合の代替飲料 2.時系列）

イ 混ぜて飲む量の増減（1.性、年代、地域、混入物、理由、飲まない場合の代替飲料 2.時系列）

ウ 全体での増減（1.性、年代、地域、理由、飲用頻度 2.時系列）

②白もの牛乳類の飲用を阻害する要因

ア 減少者、非飲用者（1.性、年代、地域、理由、飲まない場合の代替飲料（2.時系列））

- イ 減少理由 ((1.性、年代、地域、理由、飲まない場合の代替飲料 (2.時系列))
- ウ 非飲用理由 ((1.性、年代、地域、理由、飲まない場合の代替飲料 (2.時系列))
- ③白もの牛乳類の飲用意向 (1.性、年代、地域、理由、飲まない場合の代替飲料、飲用頻度、飲用量増減 2.時系列)
- (3) 白もの牛乳類の購入実態
 - ①購入頻度
 - ア 白もの牛乳類の購入頻度 (1.性、年代、地域、理由、購入しない場合の代替飲料 2.時系列)
 - イ 季節による変動 (1.性、年代、地域、理由、購入しない場合の代替飲料、夏場の気温による影響 (2.時系列))
 - ②購入量 (1.性、年代、地域、量別、季節、理由 (2.時系列))
 - ③購入層 (1.性、年代、地域、量別、季節、理由 (2.時系列))
 - ④主に購入している白もの牛乳 (1.性、年代、地域、理由 (2.時系列))
 - ⑤成分調整牛乳、低脂肪牛乳を購入する理由 (それぞれについて、1.性、年代、地域、理由 (2.時系列))
- (4) 好きな飲み物 (嗜好性)
 - ①普段よく飲む飲み物 (1.性、年代、地域、理由 2.時系列)
 - ②普段最もよく飲む飲み物 (1.性、年代、地域、理由 2.時系列)
- (5) 白もの牛乳類を使った料理
 - ①この1カ月の料理行動 (回数、量) (1.性、年代、地域、理由 2.時系列)
 - ②この1カ月の料理内容 (1.性、年代、地域、理由 2.時系列)
- (6) 乳製品の飲食実態
 - ①ヨーグルトの飲食状況
 - ア 飲食頻度 (1.性、年代、地域、理由、飲食しない場合の代替飲料 2.時系列)
 - イ 飲食量 (1.性、年代、地域、量別、季節、理由 2.時系列)
 - ウ タイプ別飲食頻度、量 (1.性、年代、地域、理由 2.時系列)
 - ②チーズの飲食状況
 - ア 飲食頻度 (性、年代、地域、理由、飲食しない場合の代替品)
 - イ 飲食量 (性、年代、地域、量別、季節、理由)
 - ウ 形態別飲食頻度、量 (性、年代、地域、理由)
 - (注) 形態は、ブロック、シュレッド、ダイス、スライス、パウダー、その他で区分
 - エ 購入場所 (性、年代、地域)
 - オ 購入動機・嗜好 (性、年代、地域、ブランド、国産・外国産、購入手段、理由)
- (7) 白もの牛乳類に対する栄養意識・認識
 - ①そのものの価値についての意識 (性、年代、地域)
 - ②見聞きしたことがある価値についての認識 (性、年代、地域)
 - ③価値を意識した上での潜在的ニーズ (性、年代、地域、飲用頻度、飲用量)
 - (注1) (2.時系列) は、データが確認される場合のみ対象
 - (注2) 調査において、参考となる原典・原データなどがある場合は、著作権を侵害する等特別な事由がある場合を除き、該当部分の写しを添付すること。

3. 調査の方法

- (1) 留置併用訪問面接法により、本人が調査票に回答
- (2) 対象者：13歳（中学生）以上の男女個人
- (3) 標本抽出：
 - ①エリアサンプリング：地域別、都市規模別400地点で対象条件適合者を抽出
 - ②設定サンプル数：性・年代別16セル・200サンプルを設定
 - ③全体集計：人口構成を反映したウェイトバック集計により補正
- (4) 調査地域：全国（沖縄県を除く）

4. 調査結果

- (1) 調査項目はクロス集計、時系列集計などを用いて考察するとともに、分析は、最低限、図表を用いた前回の報告に準拠すること。
 - (2) 直近10年間（平成15年度～）のデータから、これからの我が国の人口動向、諸外国の消費動向などを考慮した上で、今後10年程度の牛乳・乳製品の長期的な消費動向などについて簡易に見通すこと。
- (注) 過去データは、機構から提供
- (3) 誰がいつどのような食べ方で牛乳・乳製品を消費し、牛乳を飲まない人を含め、どのようにすれば牛乳・乳製品の消費拡大につながるかなどについて明らかにすること。
 - (4) 成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂乳の消費動向をクロス集計などを用いて考察すること。

5. 調査計画

- 7月中 委託先の募集（機構）
- 8～9月 委託先の選定（機構）、調査設計、調査準備
- ～ 10月 調査実施
- ～ 11月 結果報告
- ～ 3月 結果の概要を公表（情報誌等）（機構）

6. 現地調査

機構は、現地調査に同行することがあるものとする。

7. 報告書、納期

報告書は、詳細版、要約版（各5冊）及び両者を収めたCD（3枚）とし、納期は、平成24年11月30日までとする。また、使用する言語は日本語によるものとする。

前回の調査報告書は、入札説明会開催時及び入札説明書交付時に配布する。当機構のHPで公表した要約版（平成23年度）は、以下のアドレスで参照可能。

http://www.alic.go.jp/joho-c/joho05_000026.html

8. 成果品の著作権の帰属等

調査により取得した著作権は、機構が承継するものとする。また、成果品の一部または全部について、機構は契約相手方に断りなく機構のホームページ、発行物等に利用することができるものとする。

9. その他

この仕様書及び契約書を遵守し、これらに記載されていない事項については、機構の指示に従うこと。